

令和3年神審第42号

裁 決

水上オートバイA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年8月8日15時30分

若狭湾西部

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

登録長 2.85メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 180キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和3年8月8日12時30分宮津湾西岸の砂浜を発し、同湾東岸沖合に向かった。

ところで、a受審人は、08時30分頃自家用車でAをけん引して宮津湾西岸の砂浜に到着し、Aほか2隻の水上オートバイを使用して同岸沖合で遊走を行っていた。

また、a受審人は、宮津湾を遊走するのは初めてで、スマートフォンを前示砂浜に置いたまま、遊走を行っていた。

発航するに当たり、a受審人は、宮津湾東岸沖合に向かうこととし、同湾の地形を承知していなかったが、宮津湾東岸沖合に至って陸岸沿いに航行したのち、反転して同様に航行すれば発航した砂浜に戻れるものと思い、スマートフォンで宮津湾の地形を確認するなど、遊走海域の調査を十分に行わなかった。

a受審人は、発航してすぐに宮津黒埼灯台から258.5度（真方位、以下同じ。）2.2海里の地点で、針路を110度に定め、毎時50キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、12時31分半少し過ぎ宮津黒埼灯台から242.5度1.6海里の地点となる宮津湾東岸沖合に達して左転し、針路及び速力を変更しながら京都府黒埼北方沖合、島陰湾を海岸線に沿って続航したのち、同府無双ヶ鼻を航過して栗田湾に至り、発航した宮津湾西岸の砂浜に戻るつもりで反転した。

a受審人は、発航した宮津湾西岸の砂浜に戻るには、再び無双ヶ鼻を航過したところで、左転する必要があったところ、同鼻南方沖合で

右転したのち、若狭湾西部を陸岸に沿って東方に進行し、15時30分成生岬灯台から252.5度1,010メートルの地点において、Aは、燃料が欠乏して機関が自停し、航行不能となった。

当時、天候は曇りで風力2の北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

その結果、付近を航行していた漁船によって京都府野原漁港に引きつけられた。

(原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、遊走のため宮津湾東岸沖合に向けて同湾西岸の砂浜を発航する際、遊走海域の調査が不十分で、陸岸に沿って宮津湾から若狭湾西部を東方に進行し、燃料が欠乏して機関が自停したことによって発生したものである。

a 受審人は、宮津湾東岸沖合に向けて同湾西岸の砂浜を発航する場合、宮津湾の地形を承知していなかったのだから、スマートフォンで同湾の地形を確認するなど、遊走海域の調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、aは、宮津湾東岸沖合に至って陸岸沿いに航行したのち、反転して同様に航行すれば発航した砂浜に戻れるものと思い、遊走海域の調査を十分に行わなかった職務上の過失により、陸岸に沿って宮津湾から若狭湾西部を東方に進行し、燃料が欠乏して機関が自停し、航行不能となる事態を招くに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用してaを戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月12日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭